

鹿屋市電子契約の運用に伴う関係規程の整理等に関する規程

(鹿屋市水道事業及び下水道事業事務決裁規程の一部改正)

第1条 鹿屋市水道事業及び下水道事業事務決裁規程（平成18年鹿屋市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第7号中「契約書の作成の省略」を「契約書又は契約内容を記録した電磁的記録の作成の省略」に改める。

(鹿屋市水道事業及び下水道事業の業務に係る水道料金等の収納事務委託に関する規程の一部改正)

第2条 鹿屋市水道事業及び下水道事業の業務に係る水道料金等の収納事務委託に関する規程（平成18年鹿屋市水道事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「契約書」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書」という。）」を加える。

(鹿屋市水道事業の水道メーター検針業務委託に関する規程の一部改正)

第3条 鹿屋市水道事業の水道メーター検針業務委託に関する規程（平成18年鹿屋市水道事業管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「契約書」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書」という。）」を加える。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。